

自転車保険に入しましょう

茨城県生活文化課安全なまちづくり推進室

自転車が加害者となった交通事故で、高額賠償判決が下される事例が起きています。

高額賠償判決となった交通事故事例

平成 20 年 9 月、兵庫県神戸市で、当時 11 歳だった少年が帰宅途中、マウンテンバイクで坂を下っていたが、散歩していた女性に気づかず、正面衝突。女性は突き飛ばされて転倒し、頭を強打。命は取り留めたものの意識は戻らず、寝つきの状態が続いている。

裁判では、少年が時速 20~30 キロで走行していたことと、ヘルメット未着用だったことなどを挙げ、「安全指導が徹底されておらず、監督義務を果たしていない」として、母親に 9,500 万円の賠償を命じた。

平成 14 年 9 月、神奈川県横浜市で、当時 16 歳の女子高校生が、夜間にもかかわらず無灯火で、携帯電話の画面を見ながら、前方は全く見ずに運転。前方を歩いていた歩行者に衝突した。女性は転倒した際に首を強打した後遺症で、歩行困難となり、その後仕事を失った。

裁判では、高校生の自転車運転についての過失を認め、5,000 万円の賠償を命じた。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子供はヘルメットを着用

自転車保険に入しましょう

事故を起こさないことが一番大事ですが、万一の事故への備えも大切です。

保険の種類

○個人賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりしたことで賠償責任が発生した場合の保険。

この保険は、新たに加入するほか、既に加入している傷害保険や火災保険、自動車保険などの特約で、家族を含めた契約ができる場合も多くありますので、まずはご家族が加入されている保険等でカバーされているか、保険会社にご確認ください。

※詳しくは保険会社または代理店等にお問い合わせ下さい。

TSマークをご存じですか

自転車安全整備店で定期点検・整備（有料）した自転車には、1年間の賠償責任補償が付帯されます。

【補償内容】 賠償責任最高 1 億円

死亡保険金 100 万円

入院 10 万円（15 日以上）

※詳しくは販売店等にお問い合わせ下さい。



改正道路交通法（H27.6～）では、危険な行為をくり返す自転車運転者に、自転車安全講習の受講が義務づけられることとなります。